

第 1 章

FTA とは何か？

—多角的貿易自由化との確執—



本書の主題は韓国の FTA を概観することにある。しかし、その前に FTA とは何なのか、どのようなメリットとデメリットがあるのか、そしてどうして今世界の各国がこの FTA の締結をこぞって推進するのか、などについて考えることはのちの議論を理解する上での助けとなろう。以下順を追ってみていくことにする。

第 1 節 FTA とは何か？

FTA とは自由貿易協定 (Free Trade Agreement) の略である。FTA は特定の 2 カ国以上との間での国際協定であり、協定締約国からなる域内で通商上の障壁が取り除かれた自由貿易地域を作ることを目的としている。近隣国との間で協定が結ばれることが多い⁽¹⁾が、最近では地理的に遠隔な国々との間での協定も増えている (例えば日本・メキシコ FTA など)。協定締結国の数からいうと、通常は二国間協定が多いが NAFTA (北米自由貿易協定) や AFTA (ASEAN 自由貿易協定) のような多国間協定もある。FTA は特定国間での協定であり、協定国 (域内) の外には自由化措置の恩恵を与えない排他的な性質をもつ。域外国による協定へのただ乗りを防止するため、品目ごとに域内産品であることの基準を示す原産地規

定が置かれるのが通例である⁽²⁾。

FTA における自由化措置のなかで最も重要なものは、物品関税を撤廃することである。このほか、煩雑な関税手続きの見直しをはじめとする貿易阻害的な通商規則の改善や、サービス貿易での障壁撤廃、投資自由化、知的所有権の尊重、紛争解決手続きの明確化、環境配慮、労働基本権の尊重など、物品貿易周辺のさまざまな事項も盛り込まれることが多い⁽³⁾。

図1 バラッサの分類による経済統合の諸形態

バラッサの分類	①自由貿易地域 (FTA)	②関税同盟	③ 共同市場	④経済同盟	⑤完全な経済統合
例	二国間FTAおよび NAFTA, AFTAなどの多国 間FTA	MERCOSUR	EBC	EU	(なし)
内容	域内関税の撤廃	対外関税を共通化	域内での生産要素の 自由な移動を保障	域内共同の経済政策 実施	超国家的機構の 設置・運営
	弱 ← 統合の度合 → 強				

(出所) Balassa [1961] を参考に筆者作成。

FTA はまた、地域経済統合の一形態でもある。図1はバラッサの分類による経済統合の諸形態をまとめたものである。FTA の場合、域内に対しては関税撤廃などの貿易自由化措置が与えられるが、域外国に対する関税率は各締約国が独自に決定する。締約国はそれぞれの国家主権を完全に維持し、経済政策も各自が策定し、実施する。FTA は協定と国家の主権との衝突がごく小さく、地域経済統合のさまざまな形態の中では最も統合の度合いが緩い部類に入る。域内での貿易自由化ほかに域外に対する共通関税を設定するようになれば関税同盟となる。しばしば、FTA と関税同盟を総称する RTA (地域貿易協定あるいは地域貿易取り決め) という用語も使われる。関税同盟に加えて、域内における資本や労働力などの生産要素の自由な移動を認めるようになると共同市場となる。さらに、経済政策が協調して行われるようになると経済同盟と呼ばれる。共通通貨や共同議会など協定締約国の枠を超える超国家的な枠組みが導入されるようにな

り、諸政策が完全に一致するようになると、「完全な経済統合」が実現されることになる。現在のところ、EU（欧州連合）がこの「完全な経済統合」に最も近い所に位置している⁽⁴⁾。

第2節 経済統合論の系譜と経済統合の本質

古くはスミスに始まり、リカード、ヘクシャー＝オリーンを経て今日の国際貿易理論は形成されてきた。これらの中で一貫しているのは自由貿易への信奉である。自由貿易は各国の経済厚生を上昇させるが、関税やその他の障壁措置を設ける保護主義は一般的には厚生水準を切り下げ⁽⁵⁾、望ましくないとされる。また、自由化を行うに当たっては世界各国が自由化に踏み切る「多角的自由化」が最も望ましい。ある国に障壁が残存していると、その国において経済厚生の低い状態が継続するのみならず、その貿易相手にも厚生低下の影響が及ぶからである。戦後のGATT（ガット＝関税および貿易に関する一般協定）/WTO（世界貿易機関）体制の存在意義はまさにこの世界大での経済厚生の最大化という点にある。しかしながら、FTAを含む経済統合は自由化を志向するものであってもその本質は特定国の間だけでの自由化である。この点を捉えてFTAを含む経済統合は最適の自由化枠組みではないとの批判に常にさらされてきた。

経済統合への批判の際に最もよく引き合いに出されるのは、戦前に起きた経済のブロック化である。米英仏などの主要国は高関税などを用いて自己の経済ブロックに貿易を囲い込み、日独伊などの域外国を排除した。これら主要国による保護主義的な措置は前述の域外国の暴発を招き、第二次大戦の惨禍につながってしまった。

このような経験への反省から、戦後の1947年に活動を開始したGATTは経済ブロックのような特定国だけの自由化ではなく、多角的な貿易自由化を強く指向した。その際、自由貿易論を理論的なバックボーンとしつつ相互性・無差別性を掲げて貿易自由化に取り組むことになったのであった。

ヨーロッパでは、諸国が分裂して政治・経済的ないがみ合いを繰り返して、

ひいては戦争を繰り返した過去への反省から、第二次世界大戦終結後の早い時期から EEC（欧州経済共同体）などの経済統合の機運が起こった。だが、当時は戦前のブロック経済がもたらした弊害の記憶がいまだ生々しく、ヨーロッパ域内での経済統合が新たに出帆した GATT の相互的・無差別的な自由貿易の精神に相反するのではないかとのジレンマが生じたのは当然のことであった。

このことから、自由貿易論と経済統合の間の折り合いをつけるべく両者の関係についての研究が盛んに行われるようになった。1950 年、ヴァイナーは関税同盟に関する研究の中で、同盟発効に伴って生じる域内外間の関税率の変化の効果を「貿易創出効果」と「貿易転換効果」の二つに分けて分析した⁽⁶⁾。この分析手法は今の分類でいう静態的分析手法に該当する。貿易創出効果とは、域内（協定締約国間）の関税を撤廃することにより域内貿易における価格が安くなり、域内での貿易が創出される効果をさす。これにより域内国は利益を得るし、この効果が大きい場合には域外国にも好影響は波及しうる。貿易転換効果とは、域内の関税撤廃により域内貿易のほうが域外との貿易よりも相対的に有利化するため、従前の域外との貿易が域内貿易に転換されることをさす。域内貿易は域外からの転換によってさらに増えるが、一方で域外国の域内に対する輸出は減少することもある。この場合、効率的に産出された域外製品が、必ずしも効率的に生産されたとはない域内産品に置き換わるという弊害が起こりうる。また、域内諸国が世界市場に対する価格支配力を持つに至った場合、域外との貿易減少（＝需要減少）で世界価格が下落する場合もある。この際、域内国は世界価格下落に伴う利得を享受するが、域外国は価格下落の被害を受ける（交易条件効果）。これらの効果を合わせて世界大での効果を考えると、貿易転換効果や交易条件効果が大きい場合には世界大での経済厚生はむしろ低下し、FTA が必ずしも経済厚生を高めるわけではないことがわかっている。

その後、経済統合についてさらに体系立った理論的検討を加えたのはバラッサであった。彼は 1961 年の有名な著書（Balassa[1961]）の中で、ヴァイナーの静態的観察を拡張した経済統合の動態理論を提示した。それによ

ると、経済統合は規模の経済を生み、競争の促進を通じて生産が効率化するという。このため、経済統合は経済集積や技術蓄積などを促すとしている。この議論は現在隆盛をきわめる立地と集積に関する分析など、経済地理学的な議論の淵源となっている。また、先に示した経済統合の5段階説もこのときに示されており、現在もしばしば引用されている。

バラッサの後、1992年のEU統合を前にした効果分析が盛んになったころ、経済統合の動的効果に関する理論的枠組みをボールドウィンが整理している(Baldwin[1989])。FTAに関する動的な分析では、総じて域内に肯定的な影響があることが指摘される傾向がある。また、域内での肯定的影響は、域外にも波及しうるとされる。現在、経済統合の動的効果としては、大きく分けて生産性の向上と資本蓄積の促進があるとされる(経済産業省[2001])。生産性の向上は経済統合の①市場拡大効果、②競争促進効果、③技術拡散効果(直接投資受け入れなどを通じた)、④制度改革効果(改革ロックイン効果)、によってもたらされる。また、経済統合に起因して生産性が向上した場合、当該国での国内投資と外国人直接投資の増加、すなわち資本蓄積が期待される。資本蓄積はさらに生産を増大させ、生産性向上につながる、とされている。これら動的効果は静態的效果に比べて大規模かつ長期的に現れると考えられるが、その測定は容易ではないのが実情である。

今まで述べた、FTAの静態的・動的効果をまとめると表1のようになる。

しかし、FTAに対しては今なお根強い批判があるのも事実である。現在、主として二つの異なるサイドから疑義が出ている。

一つは自由貿易を尊重する立場からの疑義である。その代表といえるのがバグワティである。彼は、FTAは域内には特惠をもたらすが、同時に域外を差別する、というFTAの本質をとらえた批判を展開した(Bhagwati[2002])。また、彼はFTAが増えてゆく現状を「スパゲティ・ボウル」であると喝破した。FTAは協定ごとに関税率や原産地規定などの内容が異なるため、FTAの数が増えれば増えるほどさまざまなルールが入り乱れ、どの制度をどれだけ使えばよいかについての見通しが立ちにくくなる

表1 FTAの域内外への効果

		域内国	域外国	
静態の効果	貿易創造効果	+	(+)	
	貿易転換効果	-*	-	
	交易条件効果	+	-	
動態の効果	生産性効果	市場拡大効果	+	(+)
		競争促進効果	+	(+)
		技術拡散効果	+	(+)
		制度革新効果	+	(+)
	資本蓄積効果	+	(+)	

(注) *貿易転換効果にともなう域内貿易増加と非効率な域内産品への転換が拮抗していることを表す。

() 域内国で生じた好影響が間接的に域外国に波及しうることを表す。

(出所) 筆者作成。

混乱状況に陥りかねないことを上記のたとえで表したのである。ことに、原産地規定についてはそれ自体にさまざまな種類の基準が混在していて複雑である上に、協定ごとに定める内容が千差万別である。同一国で作られた同一の物品であっても輸出先によって原産地が異なるという奇妙な事態も発生しうる。

もう一つは反グローバリズムの立場からの疑義である。貿易の自由化によって弱者、ことに底辺労働者の利益が侵害されるとの考えは一部に根強く存在する。先進国の側には貿易自由化に伴う安い労働集約財の流入で失業が生じることへの懸念があるし、途上国の側には貿易自由化によって生産が増えたとしても劣悪な雇用条件で働く者が増えるだけだとの見方がある。貿易自由化を見込んだ外国企業の対途上国投資が規制の緩い投資先において環境問題を引き起こすのではないかと懸念もある。また、反グローバリズムが反帝国主義のようなイデオロギー色の濃い主張と結びつきやすく、こちらの方面からの反対勢力をも呼び込む傾向がある。FTAが多角的な貿易自由化ほどのインパクトを持たないにせよ、反グローバリズムの立場の人々にとってはFTAもWTO主導の多角的貿易自由化と同様の攻撃対象となりえた。

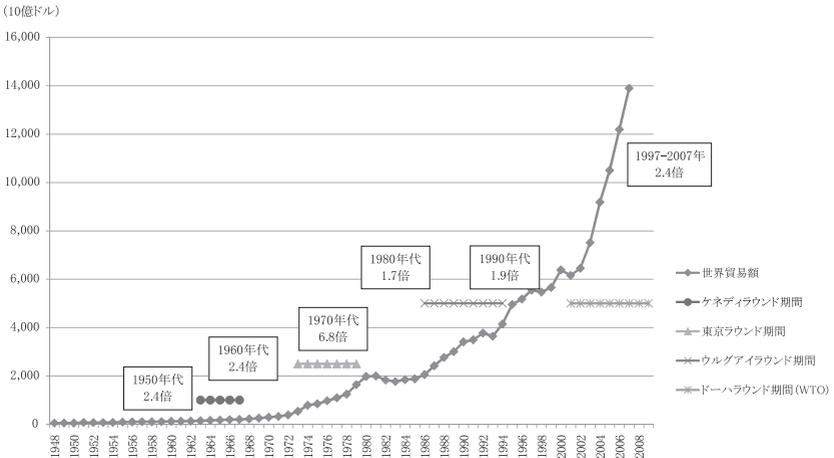
第3節 GATT・WTO と FTA

—FTA は多角的自由化を補完するものと認定—

戦前の経済ブロック化の反省から生まれ、戦後の世界大の貿易自由化を先導した GATT/WTO 体制の恩恵は実に大きかった。

GATT は多角的貿易自由化を目指して過去 8 度にわたって集中的に交渉を行ってきた。大きな効果をもたらした交渉としては、「関税一括引き下げ方式」を採用して工業製品において 35% に上る関税引き下げを達成した 1963 年からのケネディ・ラウンド、農業・非関税措置・セーフガードなどの議論を開始した 1973 年からの東京ラウンド（関税引き下げ 33%）、そして知的所有権、貿易関連投資、サービスなどの新分野を扱った 1986 年からのウルグアイ・ラウンドなどがあげられる。これらの交渉を通じて世界貿易における障壁は低減され、世界貿易額は 1960 年代に 2.4 倍、1970 年代には 6.8 倍増加した（図 2）。1995 年、GATT は WTO へと発展的に解消され、多角的貿易自由化への努力は続けられた。2001 年には現行のドーハ・ラウンド（ドーハ・開発アジェンダ=DDA）が立ち上

図 2 戦後の世界貿易の成長と GATT/WTO （2009 年 1 月 18 日現在 179 件）



(出所) IMF, International Financial Statistics, various issues.

がり、金融・サービスの自由化などに焦点を当てつつ多角的交渉が継続されている。

GATT/WTO が戦後の多角的貿易自由化を推進する中、世界大での貿易自由化の例外ともいえるべき EU や NAFTA などの大型経済統合への動きもあった。GATT/WTO は FTA をはじめとする経済統合に対してどのようなスタンスをとってきたのであろうか？

WTO としては、RTA (FTA と関税同盟の総称) が多角的貿易自由化を補完するものであるとの立場を明確にしている。経済統合の本質である特定国間の特恵的措置の供与は、GATT/WTO の無差別性の原則、すなわち最恵国待遇原則からは逸脱するものである。しかしながら、地域統合に関して規定している GATT 第 24 条は、「締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める」(第 4 項)とし、RTA を最恵国待遇原則の例外として位置付けた。WTO 自身も、RTA 締結交渉の過程で多角的交渉では扱えなかった 이슈、例えば、サービス、知的所有権、環境、投資、競争政策などがほとんどの FTA 交渉において扱われ、実際これらが WTO における後の議論の道筋をつけたとし、RTA が多角的貿易自由化の助けとなることを認めている⁽⁷⁾。

ただし、最恵国待遇の原則を空洞化させないため、GATT は FTA の要件を次のように定めている⁽⁸⁾。

- (1) 関税その他の制限的通商規則を構成地域間の「実質上のすべての貿易」について廃止する (第 24 条第 8 項)。
- (2) 域外に対して適用される関税その他の通商規則が、FTA 発足前よりも高度または制限的であってはならない (第 24 条第 5 項)。

要件の中の「実質上すべての貿易」については明確な基準が示されておらず、さまざまな議論を呼んでいるのが現状であるが、一般には貿易量⁽⁹⁾のおおむね 90% 以上をカバーすることと理解されている。農業など主要なセクターを一括的に除外しないものとも理解されている。また、1994 年の GATT 24 条解釈に関する了解によって、FTA の発効から関税撤廃が完了するまでの経過期間は 10 年であることが確認されている。

第4節 WTO での多角的貿易自由化交渉の遅延

WTO が FTA の効用を認めざるを得ないもう一つの事情としては、最近の多角的貿易自由化交渉の遅延があると思われる。多角的自由化交渉が順調に進展しているならば、WTO メンバーの間に待遇の格差を設ける FTA に対して厳格な態度で臨むことができたであろう。だが、現実には交渉のペースは時期が下るごとに遅くなっている。ケネディ・ラウンドの時にはラウンド終結までに所要された時間は4年であったが、ウルグアイ・ラウンドの時には終結まで8年の歳月を要している。現在の WTO のもとでのドーハ・ラウンドは、WTO 発足後立ち上がるまでに6年を要している。2001年に同ラウンドがようやく開始され、それ以来既に8年が経過し、交渉は大詰めを迎えているとされる。しかし、2008年12月に予定されていた閣僚会合がセーフガード（緊急輸入制限措置）発動条件をめぐる米中間の対立に折り合いがつかずに延期されるなど、ラウンド終結の展望はいまだみえない。

多角的交渉の遅延の背景には、参加国数の増加と交渉内容の複雑化が挙げられる。交渉への参加国数は、1947年のGATT第5回関税交渉では全体でわずか23カ国が参加しただけであったが、ケネディ・ラウンド以降は参加国が急増し、ウルグアイ・ラウンドでは123カ国にまで増えた。現在のWTO交渉では参加国が153カ国(2008年7月23日現在)にまで増え、かつその大半を発展途上国が占めるに至っている。多角的交渉では、交渉参加国が全会一致で議決することになるが、各参加国はほかの参加国との間でそれぞれ貿易関係を持っており、それらをすべて考慮したうえでの賛否表明となる。すると、考慮せねばならない貿易関係の数は153カ国の場合11628個($153 \times 152 \div 2$)に上る。参加国が増えると合意形成の導出における困難さは急速に増大するのである。これに加え、交渉内容の複雑化は合意導出をいっそう難しいものになっている。1960年代のケネディ・ラウンドのころは鉱工業製品の関税引き下げがメインであった。しかし、その後の交渉では農業、セーフガード、知的所有権、サービスなど、各国での国内政治プロセスに深くかかわり、かつ交渉参加国間での利害対立が

先鋭化しやすい新分野が次々に登場し、交渉をいっそう難しいものにして
いる。また、最近では途上国と先進国の間の溝も深まっている。参加国中
大半を占める途上国には、WTO協定があまりに野心的に過ぎて先進国寄
りであり、自分たちが払う犠牲に見合う利益を得ていないとの不満がくす
ぶっており、このこともしばしばドーハ・ラウンドの交渉ベース遅延の原
因となっている。

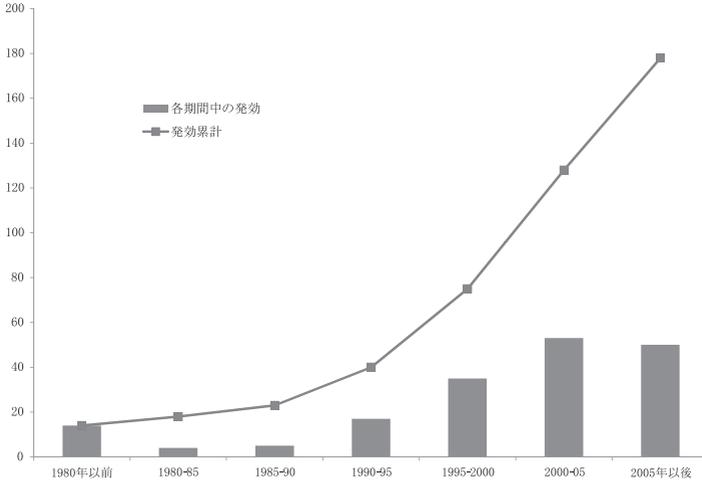
第5節 急増する世界の FTA

－FTA 導入のメリットとデメリット－

現在、世界各国は「FTA 締結競争」ともいうべき勢いで FTA の締結
を急いでいる。図3はこれまでに発効した RTA (FTA および関税同盟)
の推移を示したものである。2009年1月18日現在効力を有している
RTA の数は 179 に及ぶ。これらを発効時期別にみると、1990 年までは
FTA が締結されるペースは比較的緩やかで、同年までの発効協定数は 23
件にとどまった。しかし、1990 年代に入ってから締結件数が増加して
いることが同図からわかる。最近の傾向としては、地理的に離れた国々
の間での協定が増えていることや、途上国が参加する協定が増えているこ
とが挙げられる(経済産業省[2008])。

各国が FTA 締結に走る背景は、大きく分けて四つある。第一には、交
渉の速さと内容選択における柔軟性である。上で触れた多角的貿易自由化
交渉の難航により、比較的迅速に交渉が終結するという FTA のメリット
がクローズアップされるようになった。また、内容の面でも直接投資や労
働移動など WTO が扱わない内容も自由に取り込めるし、センシティブな
品目については自由化を一時回避することもできる。交渉終結が早いほど、
FTA 域内での貿易自由化のメリットを早く享受できるわけで、いつ終わ
るとも知れない WTO 交渉にしびれを切らして FTA に飛びついた国も少
なくない。自前の自由貿易ネットワークの構築に熱心なシンガポールやチ
リなどが FTA 締結に精を出しているのはこの典型的な例といえる⁽¹⁰⁾。

図3 世界のFTA 発効現況 (2009年1月18日現在 179件)



(出所) WTO RTA Information System (<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>, 2008年1月18日アクセス)。

第二にはいわゆる「ドミノ効果」がある(Baldwin[1995])。「ドミノ効果」とは、FTA 発足に伴う域内貿易自由化による域内での貿易コストの減少(域外国との貿易コストの相対的上昇)が域外国にとって未加盟であることのデメリットを増大させ、域外国のFTA 締結を促すことを指す。逆説的ではあるが、こうしたデメリットを防ぐことがFTA 締結を考える国にとってのメリットなのである。別の言葉でいえば、「乗り遅れ」を恐れて締結されるFTA がまさにドミノ効果の影響を受けたFTA といえる。1992年にはヨーロッパ統合の最終段階であるEUが発足したが、これに対してトルコやチュニジア、エジプトとのFTAが結ばれるなど、近隣国とのFTA締結が相次いだ。日本でもメキシコとの間でのFTAが存在しないことに伴うデメリットが問題視されたことがあった。1994年に北米3カ国の間で結ばれたNAFTA(北米自由貿易協定)もヨーロッパ統合へ対抗する側面があり、これもある意味EUのドミノ効果を受けたものともいえる。

第三には、経済的利益の獲得のみならず、特定国との友好的な結びつき

を重視し、これを増進させようという非経済的な視点が出てきていることである。先進国の関税率はこれまでの引き下げ努力によって相当程度下がっており、域内国との関係強化のもたらす価値が相対的に上昇しているのは確かである。例えば、本書でものちに詳しく扱う韓米 FTA は、そのもたらす経済的利益とともに、両国関係強化という外交的な判断もあって成立したものであった。

第四には、生産性向上などの動態的効果への注目度が高まっていることである。FTA による市場開放は競争に直面する生産者に苦痛をもたらすが、こうした痛みは FTA 発効直後から現れるため、これを見越して当該産業からは FTA に対する激しい抵抗がおこることがしばしばある。日本での農業団体の FTA に対するスタンスがこの例であるし、韓米 FTA 交渉の前段階で起きた激しい反対運動もこの種の抵抗と解釈されよう。しかし、長期的には非効率な生産者が淘汰されることによって、経済全体でみた生産性が向上するし、消費者にとっても安価で良質な財・サービスが提供されるようになる。最近の研究成果はこうした長期的な生産性向上の効果を強調するが多い。国内での経済構造改革の進展の遅さに悩む各国政府にとっても、FTA の競争促進効果や制度改革効果の妙味は次第に増している。FTA の生産性向上効果と関係して、格付け会社は FTA を締結した国に対する格付けを上方修正することがある⁽¹¹⁾。韓国の場合では、2007 年の韓米 FTA 妥結に伴って国際格付け会社のムーディーズが韓国に対する国家信用等級を引き上げている。競争促進や制度改革と関連しては、いわゆる「後光効果」が挙げられる。FTA、特に先進国との FTA の存在が、当該国内での競争条件や諸制度が国際水準を満たしていることの証左となる、というものである。

一方、FTA 導入のデメリットも考えられる。第一には、センシティブな分野を回避した場合における保護の残存である。センシティブ分野の回避は迅速な FTA 締結のための一つの要であるが、FTA 交渉で非効率分野を広範囲に棚上げにしまうと、FTA の存在がかえって非効率部門を温存する結果となりかねない。

第二には、FTA によって多角的貿易自由化交渉への意欲が削がれてし

まう場合があることである。例えば、域内に効率的な生産者がいる場合や、域内国が域外に対して価格支配力を持ち、交易条件効果を享受している場合などでは、追加的自由化のメリットは感じにくいものとなり、多角的貿易自由化交渉への消極的姿勢となって表れることもあろう。

第三には、FTA の使い勝手が案外よくなかったり、自由化の痛みが予想外に強い場合があったりすることである。使い勝手に関してしばしば指摘されるのが原産地規定である。FTA の適用を受けるためには当該商品が FTA 締約国内で生産されたことを証明する必要があるが、FTA ごとにあるいは輸出先ごとに規定が異なる、準備書類が多い、などのために適用申請が煩雑であるとせいかくの FTA も利用されないことがある。例として、筆者がアメリカの FTA について調べたところ、FTA 適用品目にもかかわらず適用を申し立てない割合が、NAFTA では約 8%，米豪 FTA で 14.9%，米シンガポール FTA では 52.5% に上った（2008 年 1～11 月、金額基準。表 2 を参照）。また、予想外の自由化の痛みは、例えば、途上国など、交渉において力の弱い側が押し切られて身の丈に合わない開放を余儀なくされた場合に起こることが考えられる。自由化に伴う損失の

表 2 アメリカにおける FTA 未活用率

FTA 名	FTA 未活用率
米ヨルダン FTA	0.9%
米チリ FTA	4.2%
米バーレーン FTA	4.4%
アンデス諸国関税優遇法 (ATPA)	4.5%
NAFTA (カナダ)	7.7%
NAFTA (メキシコ)	8.5%
米イスラエル FTA	11.3%
米豪 FTA	14.9%
米・中米 FTA (DR-CAFTA)	16.3%
米モロッコ FTA	29.2%
米シンガポール FTA	52.5%

(注) 2008 年 1～11 月の数値。ここでの FTA 未活用率とは、各 FTA の関係国からの輸入のうち、関税減免プログラム適用を申請しない" No program" カテゴリーの輸入が占める割合を示す。

(出所) 米国 ITC データベース (<http://dataweb.usitc.gov/>, 2009 年 1 月 9 日アクセス)。

補償措置不備も同様の問題を起こしうる。自由化による競争での敗者には何らかの補償措置が施されることが多いが、それが十分でないと大量失業が長期化するなどの事態を招き、結果として FTA の導入が社会不安を呼ぶこともありうる。こうした問題がこじれるとその後の自由化措置に対する強い抵抗を引き起こしかねず、失われる利益も大きくなる恐れがある。

おわりに

以上、われわれは FTA とはどんなものかを概観してきた。FTA は世界大の貿易自由化を目指す多角的貿易自由化に比べると本質的には部分的な自由化にとどまること、FTA が協定締約国にのみ恩恵を与えるものでその他の国を排除し、場合によっては損失を与える性格のものであることをみた。だが、一方でヨーロッパと北米で巨大地域統合が出現したことや、これまで多角的貿易自由化を推進してきた WTO が最近とみに機能不全気味であるために、多角的貿易自由化の完成を待てない国々が FTA を多く締結することによって自らの自由貿易ネットワーク構築に走り始めている。また、このことに誘発されて、いわゆるドミノ効果が発生し、世界的な FTA 構築競争に拍車がかかっている。

多角的貿易自由化に比して域外への差別的取扱いなど、いくつかの短所を持つ FTA だが、WTO での多角的交渉の見通しが立たない中において依然として有効な政策的選択肢といえる。ただ、上で述べたような域外国の排除というデメリットが顕在しかねないのも事実で、デメリットが拡大しないよう慎重な運用が肝要と思われる。増大しつつある貿易・投資によって世界経済が緊密に結びついている今、FTA によって利益を得る人々がいる反面、それから疎外される人々もいるという厳然たる事実は、思わぬ結果をもたらしかねない。FTA のような貿易措置が直接投資に与える影響などはその例であり、FTA の締結が、そこから疎外された域外国での生産を行ってきた、あるいは行おうとしていた投資者の行動に変化を与え、投資の中止や撤退などの事態を引き起こす事態も考えられる。FTA

締結から疎外された国からの反撃もあり得るため、FTA の締結に当たっては、長期的視点に立って締約国と域外国との利益のバランスを十分考慮する必要がある。そのためには、FTA のもたらす利害得失に関する長期的かつ広い視点をもつことが肝要で、短期的利益に流されない政治的なリーダーシップを持って事に当たることが極めて重要となろう。

〔注〕

- (1) 域内国の貿易創造効果を最大化し、間接的に域外国への貿易転換効果を最小化するための FTA のあり方として、“natural trading partner (NTP)” という考え方が提唱されている。NTP には 2 種類の定義があるとされる。ひとつが貿易シェアの高い相手先を指すものであり、もうひとつは地理的に近接した相手先を指すものである。現実の FTA もこのいずれかに当てはまる場合が多い。ただし、国際貿易に関するグラビティモデル（二国間の貿易量を当事国の所得と距離で説明するもの）による分析を通じて、輸入国の所得が一定であれば取引コストの低い距離の近い国同士で貿易が活発化する傾向があることが知られており、近隣国との間の FTA が多いという事実の裏には貿易シェアへの配慮があるといえよう。
- (2) 原産地規定は極めて専門的かつテクニカルであるために注目を引くことが少ないが、この規定を満たさないと FTA による特恵が与えられないことから、関税率と並んで市場開放水準を実質的に左右する重要な要素の一つといえる。FTA 交渉において、ある品目について関税引き下げの面では譲歩しても原産地規定を制限的に定めれば、当初期待した保護的な効果を実質的に得られることがある。
- (3) 日本の自由貿易協定は物品・サービス貿易自由化措置以外の部分を経済協力の一環として重視しており、いずれの協定も FTA ではなく、“EPA”(Economic Partnership Agreement, 経済連携協定)と呼んでいる。日本政府の定義によれば、EPA とは、FTA の要素を含みつつ、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定のことである。
- (4) EU でも外交や防衛などの政治分野については「統合」ではなく「政治協力」の用語が使われている。現段階では外交を司る超国家的な機構はない。従って、共通の外交政策は行われておらず、各国外交政策の協調に留まっている。
- (5) 関税賦課に伴う経済厚生の変化は、輸入国が価格支配力のない小国であるか価格支配力のある大国であるかによって方向が異なる。関税賦課が国際価格に影響を与えない小国の場合、経済厚生は必ず下がる。その下げ幅は静態分析における「死重」(dead weight) に相当するが、その内容は輸入国での販売価格上昇による消費者の消費減少に伴う厚生減少分と、非効率な国内生産者が生産を担当することに伴う厚生減少分とからなる。これが一般に考えられている関税賦課のデメリットである。しかし、関税の賦課による輸入量の減少が国際価格に影響する大国の場合には経済厚生が改善することもある。関税の賦課に伴って小国の場合と同じように大国でも「死重」が

発生して経済厚生悪化の要因とはなるが、一方で輸入価格が下落することによる利得が生じ、経済厚生を高めるからである。このように輸入価格が変化することによって得られる得失は交易条件効果と呼ばれる。特に、関税が高くはない場合には輸入価格の下落による利益が関税賦課に伴う「死重」というコストを超過し、経済厚生はプラスとなることがある。関税賦課に伴う経済厚生は「最適関税率」のもとで最大化することが知られている。しかし、輸入国の輸入価格の下落はとりもなおさず輸出国の輸出価格の下落を意味し、輸出国側では経済厚生が悪化していることに留意すべきである。

- (6) 関税同盟に関する分析は基本的にはFTAにも応用される。Viner[1950]を参照。
- (7) WTOがRTAに積極的な意義づけをおこなっていることは以下の文書からわかる。WTO, "Regionalism: friends or rivals?", http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/beyl_e.htm (2008年1月18日アクセス) ただし、FTAが実際に多角的貿易自由化交渉の助けになるかについては議論の分かれるところである。肯定的な見方としては、①交渉主体が減り、交渉がスムーズになる、②小国のFTA締結体験によって交渉力が強化されること、③FTAによる産業構造調整の進展で衰退産業が縮小し、多角的交渉の際の障害が取り除かれる、④途上国の場合、先進国とのFTAで直接投資が流入したり、国内改革が進行し、多角的交渉参加の誘因が高まる、などがある。しかし、否定的な見方としては、①FTA側に国際価格への支配力がある場合、多角的貿易自由化参加への誘因が生じない、②FTAでは国内敏感産業への圧力をコントロールできるため、多角的貿易自由化交渉への積極的参加の誘因が生じない、などがある。経済産業省[2001]を参照。
- (8) FTAがサービス貿易にかかわる条項を有する場合には、GATS(サービスの貿易に関する一般協定)第5条の規定により、
 - ・「相当な範囲の分野」を対象とする(人の移動も原則含む)。
 - ・「実質的にすべての差別」を「合理的な期間内に撤廃」。
 - ・域外国に対する「サービス貿易障害の一般的水準」の引き上げを禁止。の要件が追加される。また、途上国間のFTAにあつては1979年GATT決定の「授権条項」によってFTAの要件が緩和される。同条項の内容は次のとおり。
 - ・発展途上国の貿易を容易にし、かつ、促進する。また、他の締約国の貿易に対して障害または不当な困難をもたらさない。
 - ・最恵国待遇の原則に基づく関税その他の貿易制限の軽減・撤廃の障害となつてはならない。
- (9) 「実質上すべての貿易」の量的算定基準については、貿易量(通常は貿易金額と解釈されるが場合によっては貿易数量とも解釈される)のほかに品目数を考える場合もある。日本政府の見解(「実質上すべての貿易」に関する日本の見解, http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/pdf/negotiation/rta/rta/7.pdf, 2009年1月18日アクセス)を参照。
- (10) 筆者が各国のRTA締結件数(WTOへ報告されたRTAについての各国別通報件数)を1人当たり所得と輸出性向で説明を試みたところ、チリ、シンガポール、メキシコなどの諸国の締結件数がその所得や輸出性向に比して有意に多かった。この結果は次のようにして導かれた。

- (1) 各国別の WTO へ報告された RTA 件数を 1 人当たり GDP (米ドル), 輸出比率 (%), EU ダミー, EFTA ダミー, 東アジアダミー (ASEAN+ 日韓中香港), 韓国ダミーによって説明する。計算により次の結果を得た。

$$\begin{aligned} \text{RTA 件数} = & 3.46 + 0.0000497 \times 1 \text{人当たり GDP} - 0.00837 \times \text{輸出比率} + 23.91 \times \text{EU ダミー} \\ & (9.40) \quad (3.05) \quad (-1.09) \quad (34.20) \\ & + 12.51 \times \text{EFTA ダミー} + 1.27 \times \text{東アジアダミー} + 1.65 \times \text{韓国ダミー} \\ & (6.75) \quad (1.59) \quad (0.59) \end{aligned}$$

ただし、カッコ内は t 値を表す。これによって分かるのは、RTA の件数は 1 人当たり所得に比例するのであって輸出比率が高いからといって必ずしも RTA の件数が多いわけではないこと、EU や EFTA 諸国の RTA の多さが統計的に裏付けられたこと、そして東アジアと韓国の RTA 件数は世界各国の趨勢と同程度であることなどである。

- (2) 上の式をもとに計算した各国の RTA 件数の理論値が現実値とどれぐらい乖離しているかを求め、この乖離の統計的有意度を測る。その結果、乖離の有意度が大きな国々として次のようなケースを特定できた (国名の後のカッコ内は乖離の有意度を示す t 値)。

チリ (4.66), ウクライナ (4.03), トルコ (3.85), メキシコ (3.85), シンガポール (3.00)

- (11) 国際格付け会社のムーディーズは、2007 年 7 月に韓国に対する国家信用等級を従来の「A3」から「A2」に引き上げたが、それに先立ち、2006 年当時に推進中であった韓米 FTA に関連して「韓米 FTA は韓国経済全般の競争力と生産性の改善を優先させる両国政府のコミットメントを示している」とコメントしている。『朝鮮日報』2006 年 4 月 26 日付参照。

【参考文献】

〈日本語文献〉

経済産業省[2001]『平成 13 年版通商白書』。

——[2008]『平成 20 年版通商白書』。

〈英語文献〉

Viner, J.[1950] *The Customs Union Issue*, Carnegie Endowment for International Peace.

Balassa, B.[1961] *The Theory of Economic Integration*, Richard D. Irwin Inc. (中島正信訳『経済統合の理論』, ダイアモンド社, 1963 年)

Bhagwati, J.[2002] *Free Trade Today*, Princeton University Press. (北村行伸・妹尾美起訳『自由貿易への道—グローバル化時代の貿易システムを求めて』, ダイアモンド社, 2004 年)

Baldwin, R. E.[1989] “The Growth Effects of 1992,” *Economic Policy*, No. 9: pp247-281, September.

——[1995] “A Domino Theory of Regionalism” in R. E. Baldwin, P. Haaparanta and J. Kiander eds., *Expanding Membership of the European Union*, Cambridge UK: Cambridge University Press.

